

### 【障害者割引制度の案内】

「身体障がい者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障がい者の方もしくは重度の知的障がい者の方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合」に割引の対象となります。

区分	対象となる方
障がい者ご本人が運転される場合	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象になります。
障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗される場合	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい( )をお持ちの方が対象になります。 (15才未満の重度の身体障がい者の方について、その保護者の方が代わって身体障害者手帳の交付を受けている場合は、身体障がい者ご本人が乗車されていない場合、割引の対象にはなりません。)

重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲。

### 【第1種身体障害者とは】

障害種別		第1種身体障害者
視覚障害		1級から3級及び4級の1
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2級及び3級
	平衡機能障害	-
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		-
肢体不自由	上肢	1級、2級の1及び2級の2
	下肢	1級、2級及び3級の1
	体幹	1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能
心臓、じん臓 若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害	1級、3級及び4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害	1級から4級

### 【割引の対象となる自動車】

障害者割引の対象自動車については、1. 台数、2. 車種、3. 所有者等の要件があり、1~3すべての要件を満たす必要があります。

#### 1. 台数について

- 障がい者の方お一人につき1台を事前に登録していただきます。

#### 2. 車種要件について

(自動車検査証の「自家用・事業用の別適否」、「用途」、「車体の形状」欄記載事項)

自動車検査証の「自家用・事業用の別適否」欄に「自家用」と記載されているもののうち、

- 乗用自動車の場合：自動車検査証の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの(軽自動車も対象になります)
- 貨物自動車の場合：自動車検査証の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの、又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が500kg以下のもの。
- 特種用途自動車の場合：自動車検査証の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。
- 二輪自動車の場合：総排気量が125ccを超えるもの。

### 3.所有者要件について

所有者の氏名(個人名義のものに限ります) - 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称欄」記載事項

- ・ 障がい者ご本人が運転される場合：障がい者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- ・ 障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が同乗される場合：障がい者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- ・ 上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方  
割賦購入(ローン)又は長期リース(レンタカー等短期リースは含みません。)により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に上記に該当する方の氏名が記載されているものは対象になります。

### 4.対象とならない自動車

- ・ 割賦購入又は長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの。
- ・ **法人名義の自動車を個人的に利用している場合も割引の対象になりません。**
- ・ **福祉施設等が所有する自動車も対象になりません。**
- ・ 自動車検査証の「自家用・事業用の別適否」欄に「**事業用**」と記載されているもの。
- ・ 貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しされているもの。
- ・ 外見上営業のために使用していることが明らかであるもの。
- ・ 「2.車種要件について」及び「3.所有者要件について」を同時に満たさないもの。  
**レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象となりません。**

#### 【ご利用方法について】

料金所で係員に料金を支払う場合・・・料金所での通行の際は、必要事項が記載されたページを開き、料金所係員に身体障害者手帳又は療育手帳の呈示をしていただくか、料金所係員に手帳を手渡してください。

#### 【割引額について】

通常料金の半額となります。

#### 【割引有効期間について】

障害者割引の登録については、有効期間を設けております。割引有効期間は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。

割引有効期間が過ぎている場合は、通常料金になります。